

(19) 栃木 12版▲ 1988年(昭和63年)6月24日 金曜日

享月 日 葉斤 頁

保険で支給される 「代理請求」認めよ

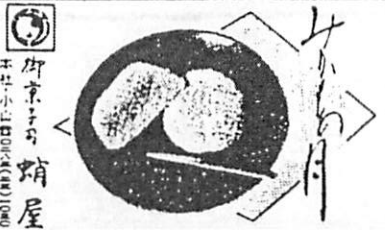
接骨師18人ら 国などへ訴え

治療費のうち保険で支給される分の請求を患者に代わってする「代理請求」を、特定の団体に所属する接骨師にだけ認め、他の接骨師に認めないのはおかしいとして、日本接骨師会（東京都足立区、登山殿会長、約百五十人）の接骨師十八人らが、国や県内の健康保険組合などを相手取って、「代理請求」を認め、合計千五百万円余りの損害賠償を求めた民事訴訟の第一回口頭弁論が二十三日、宇都宮地裁（野沢明裁判長）で開かれた。

訴えによると、接骨治療の場合、被保険者は治療費を全額払い込み、その領収書などを持って行くと、健康保険組合などから療養費を支給される仕組みとなっているが、手続きが煩雑で時間がかかるため、接骨師が患者の代わりをする「代理請求」が横行となっている。だが、国などには社団法人日本柔道整復師会（約一万一千五百人）との間で協定を結んで「代理請求」を認めているが、日本接骨師会や他の団体とは協定を結んでいないことから、「代理請求」を認めていない。このため日本接骨師会の接骨師らは保険で患者に支給される分について自分たちで肩代わりしているほか、「保険がきかない」などの評価を受け、不利益をこうむっている、としている。

これに対して被告側は、協定を結んでいない接骨師と保険機関との間にチェック機構がないため、「代理請求」を認めていない——などとする準備書面を提出し、反論した。

関東平野に
銘菓あり



山梨 銘菓あり
株式会社 YAMASHIRI (Yamanashi) 1000

栃木読賣

国側、訴え却下求める

接骨師の保険
「代理請求」訴訟

治療費の保険給付分を患者に代わり接骨師が請求する「代理請求」を、特定の接骨師団体にだけ認め、他の接骨師に認めないのは違法だとし、日本接骨師会(東京都足立区、登山敷会長)と同会員の接骨師十八人が、国や健康保険組合連合会、県内外の九

健康保険組合を相手取り、原告らの代理請求を認めよう求めた訴訟の第一回口頭弁論が二十三日、宇都宮地裁(宇都宮裁判長)で開かれた。国側は「一部道府県知事の監査を受けない原告には治療費の代理請求権がない」と、訴えの却下を求める答弁書を出した。

本件は、栃木県において前記資料19に見る裁判について、別に新に起したものです。特に今回は他県会員にかかる分についての裁判です。国が妨害を改めないかぎり徹底的に戦うという姿勢の表れです。

なお、本件にかぎらずさらに全国に見られる妨害保険者に対する訴訟準備中でしたが、資料23に見るとおりようやく事件の本質と事態の重大性が少しずつ理解される所となり、法廷外における取り組みが真剣になってきました。一方では資料24・25に見るとおり国・被告の答弁書が出されている中でのことです。

福島民友

◎ 資料 26 ~ 資料 28

資料 26 昭和63年8月25日(木) 福島民友

昭和63年(1988年)8月25日(木曜日)

日版 (18)

接骨師訴訟和解

療養費代理請求認める

国と健保

特定の団体に所属しない接骨師に、患者に代わる療養費の代理請求を認めないのは違法だとして棚倉町下町三八、柔道整復師高坂又雄さん(三三)、福島市陣場町五ノ一五、同病地和宏さん(三三)の二人が、国と四健康保険組合を相手に、療養費支払い義務の確認と、約五百八十万円の損害賠償を求めた訴訟は、二十四日までに、国など被告側が、すべての接骨師に代理請求取り扱いを認めることで和解する見通しになった。これにより患者は、全国どこでも接骨師にかかっても、窓口で直接療養費を支払うのではない「委任払い」ができるようになる。

健康保険法に基づき患者が保険者に療養費を請求する際、これまでは、かかった接骨師が社団法人日本柔道整復師会(小倉八郎会長、会員一万一千八百人)の会員の場合、患者が窓口で直接治療費を支払わず、治療後に支給される療養費の請求・受け取りを接骨師に委任できる「委任払い」制が認められていた。しかし、接骨師の資格は同じでも別の団体に属したり、フリーの場合は、委任払いは認められず、患者は通院のたびに診療費を払い、保険者から

の療養費支給が後回しになる「立て替え払い」を強いられていた。

高坂さんらの訴えは、この制度への疑問を全国に先がけて投げかけるものだったが、和解では、接骨師の所属団体にいかかわらず委任払いを認めることになる。一方、損害賠償請求については、原告側が訴えの取り下げを決めており、早ければ二十九日の福島地裁での口頭弁論の直後に、正式な和解が成立する見通し。また、患者三人が同様に療養費支払いを請求した訴訟

も、取り下げられる。療養費支払いに団体間格差があったのは、厚生省の行政指導で各都道府県と日本柔道整復師会が協定を結んでいたため。委任払いを認める協定は、立て替え払いの複雑な手続きを解消するため、昭和十一年にスタートしたが、五十年ごろから非法人の団体が多数発足し、立て替え払いを強いられる患者が生じた。これに対し、厚生省の対応が遅れていたが、今回の訴訟を契機に改善が図られることになった。県内の接骨師のうち約三割は、日本柔道整復師会に所属していない。

に診療費を払い、保険者から

の療養費支給が後回しになる

も、取り下げられる。

療養費支払いに団体間格差

昭和63年(1988年)8月30日(火曜日)

(17) スポーツ・総合



福島市接骨師ら
訴え取り下げへ

国側の方針変更で
福島市の接骨師(柔道整復師)や患者が国と健康保険組合に療養費や損害賠償を求めている訴訟で、原告側は二十九日の口頭弁論で「国と組合が療養費を支払う意思を見せている」として、訴えを取り下げる方針を示し、昨年十月の提訴以来、十カ月で和解することになった。

訴えていたのは、福島市陣場町五ノ一五、接骨師菊地和宏さん(五十九)。訴えによると、菊地さんら接骨師は医療費請求を簡素化するため、日本接骨師会を通じて患者が加入している福島市内の四つの健康保険組合に療養費を請求した。しかし、組合側は「日本接骨師会は知事と協定を結んでいない」として支払いを拒否した。このため、患者から苦情が相次ぎ、菊地さんら接骨師は「社会的名誉を傷つ

けられた」として五百八十万円の損害賠償を求めていた。また、原告の患者は、国に療養費約五万八千円を請求していた。
これまで、原告、被告双方が口頭弁論と並行して法廷外で話し合った結果、国側が改めることができるものについては積極的に努力する」との態度を示した。さらに国(厚生省)が去る七月にのすへての接骨師に対して、その所属団体を通じて療養費を組合に

請求できる受領委任方式を認める②療養費の支給申請書を厳正に審査する①などの通達を出した。
このため、原告側は、通達が速やかに実施されるならば訴えを取り下げることにした。
原告代理人の斎藤利幸弁護士(郡山市)は「国がこれまでの方針を変えたことにより、今後は患者がどの接骨師の治療も安心して受けられるようになる」と説明している。



訴え取り下げ和解へ

接骨師代理請求
拒否の賠償訴訟

代理請求業務を斡める団体に加入してないという理由で、被保険者の患者に代わり請求した療養費の支払いを拒否されたとして福島市内などの接骨師二人が、国と四つの健康保険組合を相手取り約五百八十万円の支払いを求めていた国家賠償請求訴訟の第五回口頭弁論が二十九日、福島地裁民事部(小林茂雄裁判長)であり、原告側は訴えを取り下げた。被告側も取り下げを認め、和解に応じる方針。

本件は、国・組合健保などが全面的に戦うとしていた事態が、実は国民のための保険行政という観点から必ずしもふさわしいものではないとするところとなり、特に特定一部団体の特権化とするような保険取り扱いの形態が問題とすることとなり、そうした姿勢の改まりとともに国会々員も今後の偏見や差別の行政が改善され、整復診療がいよいよ国民医療にふさわしいものとして進展することが期待できるとされたことから相互理解への協力体制を見て訴訟取り下げの姿勢を見せたものです。各記事に多少の差異が見られますが、こうした背景が表れています。

読売新聞

9月2日 金曜日
1988年(昭和63年)

THE YOMIURI SHIMBUN

第40312号 (日刊) ©読売新聞社1988年

発行所
読売新聞社
東京都千代田区大手町1-7-1
郵便番号100-55
電話(03)242-1111
郵便振替口座東京4-612

社会

14版 (30)

本件は、昭和63年7月14日、厚生省保険局長同医療課長通知によってすべての整復師を平等に認める旨を措置したことに対し、当会もこれを感謝し、また、従来の妨害等についてもこれを善処する旨の協力体制などが図られたことから各地での裁判を取り下げることとなりました。

今回の当局の新しい措置は、従来の整復師社会に対する偏見と差別を根本から改める大変な改善であります。

健保給付の「代理請求権」

日本接骨師会も

国が認める

治療後の健康保険給付分を患者に代わり接骨師が請求する「代理請求」を、特定の接骨師団体にだけ認め、他の接骨師に認めないのは違法だと、日本接骨師会(登山勲

会長、会員約百五十人の接骨師らが国や健康保険組合などを相手取り、代理請求権と総額約千五百四十五万円の損害賠償を求めていた民事訴訟が、一日までに宇都宮地裁で

和解した。
因はこれまで、社団法人日本柔道整復師会(会員数約一万一千五百人)には代理請求を認めていたが、原告らの日本接骨師会会員には代理請求

を認めていなかった。このため原告は「保険のきかない接骨師」とみられ、大きな不利を受けたとして、栃木のほか福島、茨城、東京でも同様の訴えを起していた。
今回の和解で国が原告の主張を受け入れたことから、柔道整復師法により接骨師の免許を受けたものは今後、各都道府県知事に届け出をすれば、例外なく、保険の代理請求を認められることになる。

1988年(昭和63年)9月3日(土曜日)

社会 (2)



発行所 宇都宮市昭和1丁目8番11号 (郵便番号320) 下野新聞社 電話代表 0286 1111 郵便振替口座 宇都宮5-407 ©下野新聞社 1988

「代理請求」訴訟が和解

国、接骨師会の主張認める

治療費のうち保険で支給される分を接骨師が患者に代わって請求する「代理請求」を、特定の接骨師団体に加盟する接骨師にしか認めないのは違法として、日本接骨師会(東京都足立区、登山敷会堂、約百五十人)が国や県内の健康

保険組合などを相手取り、総額約一千五百万円の損害賠償と「代理請求」を認めようとする民事訴訟を、宇都宮地裁などで行っていたが二日までに、同接骨師会と国との間で和解が成立した。このため同接骨師会は民事訴訟を取り

下げた。和解の覚書によると、「代理請求」に当たっては健康保険法に基づき、厚生省が定める施術料金の算定方法によることとし、健康保険組合などで接骨師に支払うという内容

で、同接骨師会の主張が認められた形となっている。このため同接骨師会は、東京、茨城、福島でも起こしている同様の訴訟を取り下げた。

年月 日 発行 冊数

1988年(昭和63年)9月3日 土曜日

(19) 栃木

和解が成立

健康の代理請求を認める民事訴訟 治療のうち保険で支給される分を接骨師が患者に代わって請求する「代理請求」を、特定の団体に所属する接骨師にだけ認め、他の接骨師に認めないのは違法として、日本接骨師会(会費約五十万)の接骨師十八人が、国や県内の健康保険組合などを相手取り、「代理請求」を認め、合計千五百万円余りの損害賠償を求めた民事訴訟

は二日までに、和解が成立した。

接骨師の非法人による「厚生省が指定した」代理請求「を請求する接骨師が健康保険料を徴収する」として、「代理請求」を認め、その標準を定めたため、としている。これまでは、国など協定を結んでいない社団法人日本柔道整復師会(会費約一万一千五百人)に所属する接骨師だけに「代理請求」が認められていた。

本件は、整復師制度がもつ社会的問題として、「療養費」取り扱いの範疇にあることの問題を指摘しています。従来の「受任者払い」が一部の特権として利益追求の道具とされていた不都合が、国民の便益のために全整復師に自由に平等に取り扱われるよう改正されたことを歓迎し、このことを喜ぶとともに今後はさらに一步を進めて「保険医療機関」として国民医療に協力させるべきとしています。

以上、保険・療養費取り扱い適正化運動について、会務報告を兼ねての報告になりましたが、本件事件が業界において如何に重大問題であったか理解できたことと思います。初めは国民のための制度（取り扱い方法）が、一部の者の特権としたことの弊害がどれ程大変なものであったか。また、こうした重大問題がどのようにしてできてきたのか、国会や行政も十分に注意しなければならないと思います。今まで非社団法人整復師というだけの理由で、むしろ社団法人など反社会的整復師の方が「正」で、これを糺そうしていた非社団法人整復師を「不正」とされていたことが根底から改められた瞬間です。

なお、安恒良一先生（社会党・参議院議員・比例選）の協力についても記したいと思います。

先生には、保険制度については特に専門的立場から、従来の「療養費」取り扱い行政そのものに重大な疑問があることを指摘され、整復師業界内の不当差別をはじめ国民が患者として整復師の治療を選ぶときの不便を行政当局の責任のもとに改正されるべきを指摘し、昭和63年7月14日の当局の通達に大きな推進力となりました。

本件の解決にあたり協力をいただきました関係各位には改めて深く感謝を申し上げます。

